

令和8・9年度 後期高齢者医療保険料率について

令和8年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会（令和8年1月29日開催予定）に上程の令和8・9年度後期高齢者医療保険料率について報告する。

1 保険料

年 度	均 等 割	所 得 割 率	一人当たり保険料額
令和6・7年度	医療分 47,300円	医療分 9.67%	111,356円
	子ども・子育て支援分 0円	子ども・子育て支援分 0%	
	合計 47,300円	合計 9.67%	
令和8・9年度	医療分 53,300円	医療分 9.88%	127,400円
	子ども・子育て支援分 1,300円	子ども・子育て支援分 0.26%	
	合計 54,600円	合計 10.14%	
対6・7年度比	医療分 6,000円増	医療分 0.21pt増	16,044円増 (14.4%増)
	子ども・子育て支援分 1,300円増	子ども・子育て支援分 0.26pt増	
	合計 7,300円増	合計 0.47pt増	
(参考) 政令どおりの場合	医療分 58,100円	医療分 11.09%	138,648円
	子ども・子育て支援分 1,300円	子ども・子育て支援分 0.26%	
	合計 59,400円	合計 11.35%	
対6・7年度比	医療分 10,800円増	医療分 1.42pt増	27,292円増
	子ども・子育て支援分 1,300円増	子ども・子育て支援分 0.26pt増	
	合計 12,100円増	合計 1.68pt増	

2 保険料率増加抑制のための対策

(1) 特別対策の実施

今回の保険料率改定においては、子ども・子育て支援金の導入や高齢者負担率の見直し等による、保険料の増加要因が多いことから、令和8・9年度保険料率の算定についても、現行の東京都後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）独自の特別対策を継続する。

【特別対策の内容】葬祭事業（葬祭費）、審査支払手数料、財政安定化基金拠出金、保険料未収金補填及び所得割額独自軽減の特別対策5項目で、合計232億円を都内62区市町村で負担する。（令和6・7年度は219億円）

【特別対策の議案】令和8年第1回区議会定例会において、特別対策の継続に係る東京都後期高齢者医療広域連合規約改正について、議案を上程予定。

(2) 基金等の活用

広域連合が管理する特別会計調整基金53億円、前期からの決算剰余金197億円及び東京都が管理する財政安定化基金173億円を活用し、合わせて423億円を保険料増加抑制対策として見込んだ。（令和6・7年度は260億円）

3 保険料率算定の基礎数値等

(1) 被保険者数及び医療給付費の推計

	令和6年度 (確定値)	令和7年度	令和8年度	令和9年度
被保険者数	1,753,451 人	1,786,000 人	1,790,000 人	1,788,000 人
医療給付費	1兆5,745 億円	1兆6,060 億円	1兆6,987 億円	1兆7,529 億円

※被保険者数は東京都の人口推計等を採用。医療給付費は令和4年度～6年度の平均伸び率「1.66%」を採用し推計。

(2) 保険料率改定で受ける影響

<医療給付費>

令和8・9年度の医療給付費を3兆4,516億円と見込み、令和6・7年度の3兆1,805億円から2,711億円の増額となった。

<後期高齢者負担率>

後期高齢者1人当たり保険料と現役世代1人当たり後期高齢者支援金の伸び率が同じになるように、令和6年度から設定方法が見直しされ、本期は13.27%となった。

(令和6・7年度は12.67%)

<子ども・子育て支援金>

令和8年度から導入される、子育て世帯に対する給付の拡充を通じて子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組み。国から支援金の算定式が令和8年度分についてのみ示されたため、令和8年度算出額を令和9年度も同額として設定し128億円とした。

なお、令和9年度算定案が国から示されていないため、広域連合において、来年度改めて保険料率を算定し、条例改正を行っていく予定である。

<出産育児一時金>

令和6年度から導入された、出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組み。本期2年間の合計で45億円、1人あたり年1,268円と見込んだ。

(令和6・7年度は22億円)

(3) その他

<賦課限度額>

国通知により、医療分が850,000円、子ども・子育て支援分が21,000円、合計で871,000円となった。

(令和7年度は医療分のみ800,000円)

4 今後のスケジュール

年月日	会議体名	主な内容
8・1・29	広域連合議会第1回定例会	保険料率改定に伴う広域連合の条例改正
8・2～3月	区議会第1回定例会	「東京都高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約」についての議案を付議
8・3月		各市区町村議会の議決後に広域連合から都知事に協議書を提出

【収入別保険料額比較】(収入は公的年金のみの単身者として比較)

〔単位：円〕

公的年金 収入額	軽減割合		保険料額（年額）			賦課のもととなる所得 金額別の被保険者割合 (概算)		被保険者数 R7.6.25 時点 (概算)	
			R7 年度	R8・9 年度	R7 年度との増減				
	均等割額	所得割額			増減額	増減率			
153 万円	※1 7.2 割軽減	—	14,100	15,200	1,100	7.8%	0 円	52.71%	950,551
168 万円	※1 7.2 割軽減	50%軽減	21,400	22,800	1,400	6.5%	1 円～ 150,000 円	3.09%	55,776
173 万円	5 割軽減	25%軽減	38,100	42,400	4,300	11.3%	150,001 円～ 200,000 円	0.92%	16,652
198 万円	5 割軽減	軽減なし	67,100	72,900	5,800	8.6%	200,001 円～ 450,000 円	4.68%	84,324
224 万円	2 割軽減	軽減なし	106,400	115,500	9,100	8.6%	450,001 円～ 720,000 円	4.93%	88,785
240 万円	軽減なし	軽減なし	131,400	142,700	11,300	8.6%	720,001 円～ 870,000 円	3.20%	57,641
300 万円	軽減なし	軽減なし	189,400	203,600	14,200	7.5%	870,001 円～ 1,470,000 円	11.12%	200,603
400 万円	軽減なし	軽減なし	269,200	287,200	18,000	6.7%	1,470,001 円～ 2,295,000 円	7.48%	134,805
500 万円	軽減なし	軽減なし	350,400	372,400	22,000	6.3%	2,295,001 円～ 3,135,000 円	3.61%	65,066
600 万円	軽減なし	軽減なし	432,600	458,600	26,000	6.0%	3,135,001 円～ 3,985,000 円	2.19%	39,501
700 万円	軽減なし	軽減なし	514,800	544,700	29,900	5.8%	3,985,001 円～ 4,835,000 円	1.25%	22,514
800 万円	軽減なし	軽減なし	599,900	634,000	34,100	5.7%	4,835,001 円～ 5,715,000 円	0.84%	15,224
900 万円	軽減なし	軽減なし	691,800	730,400	38,600	5.6%	5,715,001 円～ 6,665,000 円	0.62%	11,113
1,000 万円	軽減なし	軽減なし	783,600	826,600	43,000	5.5%	6,665,001 円～ 7,615,000 円 (子ども分限度額到達)	0.45%	8,058
1,017 万円	軽減なし	軽減なし	800,000 (限度額)	843,400	43,000	5.4%	7,615,001 円～ 7,7850,000 円	0.06%	1,019
1,045 万円	軽減なし	軽減なし	800,000 (限度額)	※2 871,000 (限度額)	71,000	8.9%	7,785,001 円～ (医療分限度額到達)	2.86%	51,608

※1 均等割額の軽減割合が 7.2 割は医療分のみ (子ども・子育て支援金の軽減割合は 7 割)。

※2 令和 8・9 年度賦課限度額の内訳は、医療分 850,000 円、子ども・子育て支援分 21,000 円。

【保険料年度別推移】

	H20・21 年度	H22・23 年度	H24・25 年度	H26・27 年度	H28・29 年度
均等割額	37,800 円	37,800 円	40,100 円	42,200 円	42,400 円
増減額	—	0 円	2,300 円	2,100 円	200 円
所得割率	6.56%	7.18%	8.19%	8.98%	9.07%
増減ポイント	—	0.62 ポイント	1.01 ポイント	0.79 ポイント	0.09 ポイント
平均保険料額	89,300 円	88,439 円	94,460 円	97,098 円	95,429 円
増減額	—	△861 円	6,021 円	2,638 円	△1,669 円
賦課限度額	500,000 円	500,000 円	550,000 円	570,000 円	570,000 円

	H30・31 年度	R2・3 年度	R4・5 年度	R6・7 年度	R8・9 年度
均等割額（医）	43,300 円	44,100 円	46,400 円	47,300 円	53,300 円
均等割額（子）	—	—	—	—	1,300 円
合計均等割額	—	—	—	—	54,600 円
増減額（医）	900 円	800 円	2,300 円	900 円	6,000 円
増減額（子）	—	—	—	—	1,300 円
合計増減額	—	—	—	—	7,300 円
所得割率（医）	8.80%	8.72%	9.49%	※1	9.67%
所得割率（子）	—	—	—	—	0.26%
合計所得割率	—	—	—	—	10.14%
増減ポイント（医）	▲0.27 ポイント	▲0.08 ポイント	0.77 ポイント	0.18 ポイント	0.21 ポイント
増減ポイント（子）	—	—	—	—	0.26 ポイント
合計増減ポイント	—	—	—	—	0.47 ポイント
平均保険料額	97,127 円	101,053 円	104,842 円	111,356 円	127,400 円
増減額	1,698 円	3,926 円	3,789 円	6,514 円	16,044 円
賦課限度額（医）	620,000 円	640,000 円	660,000 円	※2 800,000 円	850,000 円
賦課限度額（子）	—	—	—	—	21,000 円

※1 令和6年度のみ、「賦課のもととなる所得金額」58万円以下の所得割率は8.78%に軽減。

※2 令和6年度のみ、令和5年度中の75歳到達者と障害認定による被保険者は730,000円に軽減。